

TOPICS 01

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ（4月21日現在）

●追加接種の時期と対象となる方

- ①春開始接種（令和5年5月8日～8月31日）
重症化リスクが高い方（65歳以上の高齢者や5歳以上の基礎疾患を有する方など）
- ②秋開始接種（令和5年9月1日～令和6年3月31日）
初回接種を完了した5歳以上のすべての方
※①②ともに、1人1回接種を受けることができます。

●接種するワクチン

- 上記① 市内で接種を受けられる方は、モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン
- 上記② 未定（国で検討中）



●接種費用 無料

●接種券発送日 ※年齢の高い方から順次発送します。

年齢	発送日	予約受付開始日（予定）
74歳以上	4月14日（金）～4月20日（木）	受付中
69～73歳	4月19日（水）	5月16日（火）
62～68歳	4月20日（木）	5月23日（火）
53～61歳	4月21日（金）	5月30日（火）

●初回接種

接種が完了していない生後6か月以上の方は、引き続き接種を受けることができます。

●その他

- ・前回、市内の医療機関または集団接種会場でオミクロン株対応2価ワクチンを接種した65歳以上の方には、日時指定のお知らせも同封します。日時指定されていない方は、電話またはウェブでの予約となります。
- ・接種券発送時期や予約受付開始日は順次、個別にお知らせするほか、市ホームページに掲載します。



【問合せ】

新型コロナウイルスワクチン接種対策室
☎55-5829

TOPICS 02

「初めてのスマートフォン体験教室」を開催します

スマートフォンをお持ちでない方や操作が苦手な方向けのスマートフォン教室を開催します。スマートフォンをお持ちでない方には貸し出し機をご用意しますので、お気軽にご参加ください。



●開催日程

開催日	時間	場所
6月14日（水）	10：00～12：00	平川市役所本庁舎1階「ひらかわぷれいすアヴェッサ」
	13：30～15：30	
6月15日（木）	10：00～12：00	尾上分庁舎3階「アレンジメント室」
	13：30～15：30	
6月16日（金）	13：30～15：30	平川市役所本庁舎1階「ひらかわぷれいすアヴェッサ」
6月22日（木）	13：30～15：30	碓ヶ関総合支所3階「視聴覚室」

●内容

スマートフォンの基本操作、マップなどの活用、カメラによる写真の撮影、LINEなどのアプリの活用など

【申込み・問合せ】

政策推進課 情報システム係 ☎55-5737

献血のお知らせ 【申込み・問合せ】子育て健康課 健康推進係 【全血献血】5月24日（水）

○場所 平川市役所本庁舎 ○時間 13：30～16：00

○持ち物 □献血カード（献血手帳） □本人確認書類（運転免許証など） ※本人確認書類は、前回までに掲示していれば不要です。

TOPICS 03

禁煙外来治療費を助成します

市では、喫煙や受動喫煙による健康被害を減らすため、公的医療保険が適用される禁煙外来治療にチャレンジする市民の方へ、費用の一部を助成します。



▶対象者 <次の要件を全て満たしている方>

- ・治療開始前に子育て健康課に「事前申請」を行い、確認事項に同意した方
- ・事前申請日と助成申請時に市内に住所を有する、満20歳以上の方
- ・公的医療保険が適用される所定の治療過程を完了した方
- ・過去に平川市の禁煙外来治療費助成を受けたことがない方

▶助成金額（1人1回のみ）

- ・禁煙外来治療に要した費用（自己負担額。薬剤費を含む）の2分の1（上限1万円・100円未満は切り捨て）

▶事前申請

- ・禁煙外来を受診する予定の病院へ、治療が保険適用となるか確認のうえ、子育て健康課へ事前申請をしてください。

【事前申請受付期限】 12月28日(木)

▶交付申請書の提出

- ・助成を受ける方は、令和6年3月までに禁煙外来治療を終え、申請をしてください。
- ・助成金の交付の申請は、事前申請日から6か月以内に完了する必要があります。

【助成申請期限】 治療完了翌月末
※3月中に完了した場合は3月末

▶申請窓口

- ・子育て健康課 健康推進係
(本庁舎2階 10番窓口)
- ・尾上、碓ヶ関総合支所 庶務係

▶注意事項

- ・途中で治療を中止した場合、助成金は交付されません。
- ・市内医療機関では当面の間、禁煙外来治療を休止しています。市外の医療機関をご利用ください。



※様式は市ホームページからダウンロードできます。



[問合せ] 子育て健康課 健康推進係 ☎55-5819

TOPICS 04

尾上地域で地籍調査を実施します

地籍調査は、土地登記の単位である「筆」ごとに、所有者・地番・地目や境界の調査・測量を行い、「地籍図」や「地籍簿」を作成する事業です。皆さんの財産である土地の保全に万全を期するため、調査にご協力をお願いします。

▶令和5年度実施予定地

- ・猿賀（浅井の一部、石林の一部、池上の一部）
- ※対象となる方には、文書にてお知らせします。

▶調査面積 0.40 km²

令和3年度地籍調査事業の登記完了

令和3年度に地籍調査を実施した地区について、法務局の登記が完了したことをお知らせします。事業着手から長期間にわたり、特段のご理解とご協力をいただきありがとうございました。

▶令和3年度実施地区

- 尾上（栄松の一部）
- 新屋町（松下の一部、松久の一部、上沢田の一部）
- 猿賀（南田、南野の一部）
- 中佐渡（南田の一部）

【問合せ】 税務課 地籍調査係
☎44-1111（内線 2152）

令和5年度家屋全棟調査を実施します

市では、令和3年度から市内の全家屋を対象に家屋の全棟調査を実施しています。

この調査は、家屋の所有者の住所や氏名、家屋の種類や構造、新築・増築、建て替えや取り壊しなどの実態を正確に把握することで、公正で適正な固定資産税の課税を行うものです。

令和5年度は6月から随時行いますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



▶令和5年度実施予定地

- 平賀地域 館田、苗生松、松崎、館山、松館、杉館、大光寺
- 尾上地域 金屋、南田中、李平

【問合せ】 税務課 固定資産税係 ☎55-5368